

豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、環境基本計画に基づくごみの減量化対策の一環として、市内の各家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進するため、電動式生ごみ処理機購入者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象処理機)

第2条 この要綱において電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化若しくは減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動式処理機をいう。ただし、生ごみを単に破碎処理し、水路又は下水道管に排出するもの（ディスポーザー等）は除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 家庭の生ごみを減らすことを目的として新品の処理機を購入する者
- (3) 市内の販売店舗で処理機を購入した者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、処理機の購入費の2分の1以内で、15,000円を限度とし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の購入費には、処理機の配達に係る費用は含まないものとする。

3 補助金を交付対象とする処理機の数、一世帯に1基とする。ただし、当該処理機に係る購入日から起算して5年を経過した場合は、さらに別の1基について、補助金の交付を受けることができる。

(交付申請書)

第5条 規則第4条1項に規定する申請書の様式は、電動式生ごみ処理機購入補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書は、補助の対象となる補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を添付し、処理機を購入した年度の3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 販売業者発行の領収書
(若しくは販売業者発行の購入証明書)
- (2) 製品の保証書の写し

(交付決定通知書)

第6条 規則第7条の規定により行う通知は、電動式生ごみ処理機購入補助金交付決定通知書（様式第2号）による。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した日から起算して、10日を経過した日とする。

（補助金の交付）

第8条 市長は規則第7条の規定による交付決定通知をした後、電動式生ごみ処理機購入補助金請求書（様式第3号）による申請者の請求に基づいて、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し通知書）

第9条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、電動式生ごみ処理機購入補助金交付決定取消通知書（様式第4号）による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。